

鹿 市 監 第 9 号

令和8年6月1日

鹿島市長 松尾 勝利 様

鹿島市監査委員 村 田 敏 樹

鹿島市監査委員 山 口 孝

令和7年度 定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査結果の報告を、同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

令和7年度 定期監査結果報告書

第1 監査の対象及び方法

下表のとおり、すべての部署を対象として、令和7年度における予算の執行状況並びに事務事業の進捗と管理、財産の維持管理状況について提出された資料及び関係帳簿類を基に、必要に応じて関係者の説明を求めながら監査を実施した。

監 査 の 対 象 期 間	監 査 の 対 象 部 署
自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 3 0 日	教育総務課、学校給食センター、 小中学校（現地監査：古枝小、能古見小、西部中）、 水道課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、 農業委員会事務局
自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 1 0 月 3 1 日	市民課、税務課、保険健康課、建設住宅課、 都市計画課、鹿島駅前周辺整備推進室、 環境下水道課、ラムサール条約推進室
自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 1 1 月 3 0 日	総務課、人権・同和対策課、政策調整課、 DX推進室、ゼロカーボン推進室、 広報企画課、財政課、公共施設マネジメント室、 生涯学習課、会計課
自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 1 2 月 3 1 日	こども家庭センター、福祉課、市民交流プラザ、 産業支援課、商工観光課、農林水産課

第2 監査の実施期間

令和7年11月4日から令和8年5月12日まで

第3 監査執行者

監査委員 村田敏樹 山口孝

第4 監査の主眼

地方自治法及びその他の法令等並びに鹿島市監査基準に基づき財務事務及び行政事務が適正に行われているか、また、行政運営が公正で合理的かつ効率的に執行されているかに留意して監査を実施した。

第5 監査の結果

予算の執行状況並びに事務事業の進捗と管理、財産の維持管理状況については、法令等に準拠し概ね適正に執行されていた。

しかしながら、以下のとおり一部において改善や検討を要すると判断される事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な誤りや注意を要する事項については、事情聴取の際に、その都度改善を促した。

1 契約事務に関する主な指摘事項

- (1) 業務委託等の随意契約において、契約締結の起案を行わずに契約締結されているものがあつたので、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 教育総務課)

- (2) 業務委託の随意契約において、契約締結伺で決裁者の決裁を受けずに契約したもの、また決裁日の記入誤りがあつたので、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 福祉課、産業支援課)

- (3) 業務委託の随意契約において、当初契約の締結日から7日後に変更の理由を記載せずに変更契約の起案をし、翌日決裁し変更契約を締結している。変更理由の記載がなく短期間のうちに変更契約が行われていることは当初の業務委託内容の精査について疑義が生じかねないため、当初の委託内容は十分に精査されたい。

(対象部署 広報企画課)

- (4) 業務委託契約において、契約保証金の免除条項に該当する履行保証保険証券が提出されているにもかかわらず、契約書では免除ではなく契約保証金を支払う記載となっていたため、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 環境下水道課)

- (5) 保守契約において、債務負担行為または長期継続契約の手続きがなく翌年度にまたがる契約期間を設定しているものがあつたため、会計年度独立の原則に基づき適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 DX推進室)

- (6) 物品購入に際して売買契約書に具体的な契約条件がわかる約款等の添付がなかったため、契約書を作成するときには十分に確認されたい。

(対象部署 産業支援課)

- (7) 業務委託契約において、覚書の締結起案を行わずに覚書を交わし、また変更契約においては変更契約書に契約日の記載がないものがあったため、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 商工観光課)

- (8) 業務委託契約において、契約書本文の内容と添付されている契約約款の内容に一部相違があったため、契約書を作成するときには十分に精査されたい。

(対象部署 商工観光課)

改善を要するものの多くは随意契約によるものであり、契約事務処理において必要な書類が作成されていないものや受託者から提出されていないもの、契約等締結の際に決裁を受けていないもの、契約条項等の記載漏れや記載誤り等が見受けられた。

担当者は、鹿島市財務規則や入札・契約制度マニュアルに加え、契約内容の確認など基本的な事項についての理解を深め十分に確認することを徹底されたい。

また、決裁者は、事前承認何や契約締結何等の文書内容についてより慎重に確認を行うとともに、法令はもとより通知等についても再度確認し、適正な契約事務の執行を徹底されたい。

令和7年度は鹿島市財務規則等の一部改正があったにもかかわらず、適用条項を従前のままとする誤りが見受けられたもの、事務処理の根拠となる法令等の条項の適用を誤ったものがあったので、契約担当課においては、法令や随意契約取扱要領の運用・解釈が全職員共通のものとなるよう周知等されることを望むものである。

2 補助金等交付事務に関する主な指摘事項

- (1) 補助金事務において、申請者から提出された交付申請書が要綱に定められている提出期限を過ぎていたため、交付にあたっては補助金交付要綱を遵守されたい。

(対象部署 保険健康課)

- (2) 補助金事務において、交付申請書と添付の事業計画書の内容が異なるものがあったため、書類の審査は確実に行われたい。

(対象部署 産業支援課)

- (3) 補助金事務において、県からの変更交付決定・額の確定の通知を受理する前に補助事業者へ通知をされたものがあったので、適正な予算執行に努められたい。

(対象部署 農林水産課)

(4) 交付対象事業として行った研修会の参加費の一部で交付対象経費として疑義が生じかねないものがあつたので、実績報告書の審査時に事業の目的や必要性を厳格に審査し、額の確定の起案に審査の結果及び理由を添付されたい。

(対象部署 農林水産課)

補助金等の交付にあたっては、交付申請書等の記載誤りや関係書類との内容の相違、交付申請書提出の遅延等が見受けられた。事務処理においては安易な前例踏襲をせず、交付の根拠となる鹿島市補助金交付規則及び交付要綱を確実に確認したうえで適正に行われたい。

また、交付金等が市税その他の貴重な財源でまかなわれているものであることにも留意し、その審査においては客観的に見て疑義が生じることがないように適正な事務処理をされたい。